

---

基幹系業務システム標準化等に係る最適化計画支援業務委託事業者  
公募型プロポーザル実施要領

---

令和4年4月  
守口市企画財政部デジタル戦略課

## 1 背景・目的

昨今の新型コロナウイルス感染症の大流行及びその対応において、デジタル化の遅れをはじめとした日本社会が抱える構造的な課題が浮き彫りとなった。これを契機に「新たな日常」を構築し、誰一人取り残さない共生社会実現のための手段として、制度や組織の在り方等について、デジタル技術を活用して変革していくデジタルトランスフォーメーション（DX）が求められている。

国においても、行政のデジタル化に関する取組みを具体化・加速化するために、「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定されるとともに、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策をとりまとめた「自治体DX推進計画」が策定され、デジタル社会の構築に向け、全自治体においてDX推進に関する取組を着実に進めていくこととされている。

また国は、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくため令和3年7月に「自治体DX推進手順書」を公表し、その中で「DXの認識共有・機運醸成」、「全体方針の決定」及び「推進体制の整備」等の重要性を説いている。

こうした状況を踏まえ、守口市（以下「本市」という。）では国の方向性と整合性を図りつつ、自治体DX推進計画に掲げられている項目について着実に推進していくため、DX推進に係る行政への支援実績のある事業者からその専門的な見地より優れた支援及び提案を受け、本市のDXの推進が市民サービスの向上や行政事務の効率化に最大限資するものとなることを目的とし、本業務委託を実施するものである。

なお、業者選定にあたっては、実績、能力、体制等を総合的に評価し、本市の求める業務内容に最も合致した事業者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

## 2 事業概要

### （1）事業名

基幹系業務システム標準化等に係る最適化計画支援業務委託事業

### （2）事業内容

別紙「基幹系業務システム標準化等に係る最適化計画支援業務委託 仕様書」のとおり

### （3）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### （4）提案上限額

18,900千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 3 参加資格要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本事業の企画提案書提出時において、令和 4 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録（※）されていること。  
※登録の有無については、本市の総務課に確認しておくこと。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) DX の推進や ICT の調達等に関するアドバイザー業務又はコンサルティング業務等本事業と類似する業務について、地方公共団体から契約を受注し平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に履行を完了した業績（※）のうち、本事業に従事する担当者（担当者を複数人配置する場合は、主担当者）が当該実績に係る業務に従事した実績が 1 つ以上あること。  
※履行を完了した契約の終期が平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までであれば可とし、契約の始期についての制限はない。

### 4 スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは以下のとおりとする。

| 項 | イベント    | 期 間   |
|---|---------|---|
| 1 | 公告      | 令和 4 年 4 月 27 日（水）                                    |
| 2 | 質問の受付期間 | 令和 4 年 4 月 27 日（水） 9 時から<br>令和 4 年 5 月 11 日（水） 13 時まで |
| 3 | 質問の回答   | 随時（質問を受領し回答が出来次第ホームページに掲載する。最終の回答は 5 月 13 日（金）までに行う。） |

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 4 | 企画提案書等の提出受付期間   | 令和4年5月16日(月) 9時から<br>令和4年5月30日(月) 17時まで |
| 5 | 1次審査の結果通知       | 令和4年6月6日(月) (予定)                        |
| 6 | プレゼンテーション(2次審査) | 令和4年6月13日(月) (予定)                       |
| 7 | 2次審査の結果通知       | 令和4年6月14日(火) (予定)                       |
| 8 | 仕様等詳細協議         | 令和4年6月15日(水) から                         |
| 9 | 調達事業者決定         | 令和4年6月22日(水) (予定)                       |

## 5 参加手続

### (1) 担当部署(提出先及び問合せ先)

住所：〒570-8666 守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市企画財政部デジタル戦略課

電話：06-6991-2324

メールアドレス：Mori\_jyouhou@city-moriguchi-osaka.jp

担当：溝部、渡邊

### (2) 実施要領及び仕様書等の配布

① 配布期間：令和4年4月27日(水) から令和4年5月30日(月) まで

② 配布場所：守口市ホームページからダウンロード

### (3) 企画提案書等の応募書類の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する提案事業者は、以下のとおり参加表明書及び企画提案書等を提出すること。なお、期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しなかった提案事業者からの提案は一切受け付けないものとする。

#### ① 提出書類

別紙1「企画提案書等応募書類一覧」に掲げる書類

#### ② 企画提案書の作成方法

別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

#### ③ 提出方法

以下を持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

##### (ア)紙媒体

正本・・・1部

副本・・・10部

##### (イ)電子データ

「(ア)紙媒体 正本」をスキャンしたデータを格納したCD-R又はDVD-R・・・1部

※電子データのファイル名は、別紙1「企画提案書等応募書類一覧」の提出書類名と同様にすること。

④ 提出期間

令和4年5月16日（月）9時から令和4年5月30日（月）17時まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

⑤ 提出された応募書類の取扱い

提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、守口市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

（ア）提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

（イ）提出された応募書類は返却しない。

（ウ）企画提案書等の著作権は、提案事業者に帰属する。

（エ）企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案事業者が負う。

## 6 質問及び回答方法

本プロポーザルに関して、質問がある場合は以下のとおり質問すること。

（1）質問受付期間

令和4年4月27日（水）9時から令和4年5月11日（水）13時まで

（2）提出方法

「5 参加手続（1）担当部署及び問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること（メール受信確認の電話を行うこと）。なお、電子メールの件名は、「【提案事業者名】基幹系業務システム標準化等に係る最適化計画支援業務委託事業者公募型プロポーザルに係る質問について」とすること。

（3）提出書類

「様式第7号 質問表」に必要事項を記載すること。

（4）回答方法

守口市ホームページに掲示する。なお、個別には回答しない。

（5）回答日時

随時（「様式第7号 質問表」を受理後、回答が出来次第、守口市ホームページに掲示を行う。ただし、最終の回答は5月13日（金）までに行う。）

## 7 評価基準

本プロポーザルにおける評価基準については「別紙3 評価基準」のとおり。

## 8 1次審査

### (1) 概要

提案事業者が参加表明書及び企画提案書類等の提出を行った後、1次審査を行う。

「3 参加資格要件」を全て満たした提案事業者のみを対象に、企画提案書類等を元に審査を行い、「別紙3 評価基準」に基づき「要求仕様評価点」、「企画提案評価点」、「価格評価点」の合計点の上位3者までを1次審査の合格者とする。

ただし、1次審査の合計点が165点未満（1次審査の満点である275点の6割）の場合、又は提案価格が「2 業務概要（4）提案上限額」を超えている場合は、ただちに不合格とする。

なお、採点の結果、同得点であるものが2者以上ある場合は、提案価格の低い提案事業者から順に上位とする。

### (2) 結果の通知

令和4年6月6日（月）頃に1次審査を実施した全ての提案事業者に対して、結果を電子メールで通知する。

## 9 プレゼンテーション

### (1) 概要

1次審査に合格した全ての提案事業者は、別途通知する日時において、プレゼンテーションを行う。

### (2) 詳細

下表のとおりとする。

ただし、企画提案書以外の資料を使用すること及び補足資料の配布等は認めない。

| 項目        | 内容  | 時間  |
|-----------|---|-----|
| プレゼンテーション | 「企画提案書」の電子データについて、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーション | 25分 |
| 質疑応答      | プレゼンテーションについての質疑応答                          | 25分 |

### (3) 必要な設備等

プレゼンテーションに必要な機器（電源、接続ケーブル、プロジェクター等）は提案事業者が用意すること。なお、プロジェクターを投影するスクリーンは本市で用意する（NEC社製 NP01SN-80W を予定）。

#### (4) 留意事項

- ① 本事業に従事する担当者はすべて、プレゼンテーションに必ず同席するものとする。
- ② プレゼンテーションは、「様式第4号 担当業務経歴書」にて報告した担当者（複数人配置する場合は、「様式第5号 業務実施体制報告書」で報告した主担当者）が行うものとする。
- ③ 質問に対する回答は、提案事業者の同席者全員が回答する権利を有するものとする。
- ④ プレゼンテーションは、公平性を確保するため非公開とする。
- ⑤ プレゼンテーションを実施するにあたっての詳細については、1次審査合格者に対して別途通知する。

## 10 2次審査

### (1) 概要

2次審査では、プレゼンテーションを基に採点した提案技術評価点を1次審査の合計点に加算した、総合評価点を算出する（「別紙3 評価基準」参照）。

総合評価点が最も高い者を優先協議対象者、2番目に高い者を次点協議対象者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。なお、金額も同額の場合については、該当する各事業者が当初提案の金額の範囲内で「様式第2号 提案価格書」を再作成し、再提出された提案価格の金額が最も安価な者を優先協議対象者として選定する。

### (2) 結果の通知

令和4年6月14日（木）（予定）に2次審査を実施した全ての提案事業者に対して結果を電子メールで通知する。

## 11 選定結果の通知・公表

「10 2次審査（2）結果の通知」のとおり、選定結果を通知する。

また、選定結果を通知した日の翌営業日に、以下の事項を守口市ホームページにおいて公表する。

### 【公表事項】

- (1) 優先協議対象者名及び次点協議対象者名
- (2) 「全参加者名」、全参加者の「要求仕様評価点」、「企画提案評価点」、「価格評価点」、「提案技術評価点」及び「総合評価点」並びに「提案金額」
- (3) 委員の氏名等

## 1 2 仕様等詳細協議

2次審査において優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約内容等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において協議が成立しない場合は、本市は次点協議対象者と協議を行う。日程は、「4 スケジュール」に記載の日程で行う予定であるが、本市の都合により変更する場合がある。

また、優先協議対象者に選定された提案事業者は、仕様書をもとに本市と仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ仕様書を修正し、本市の合意を得た後に契約締結等を実施する。

## 1 3 契約の手続き

### （1）契約の締結について

優先協議対象者に選定された提案事業者と本市との間で、仕様等詳細協議が調った場合、契約を締結する。なお、契約書は事業者が作成することとする。

### （2）契約保証金の納付について

- ① 受託者は、契約金額の100分の10（千円未満切上げ）の額以上（※）の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。
- ② 契約保証金の納付は、本市が作成する納付書により契約締結日までに行うこととし、納付後は「納入通知書兼領収証書（納入者保管）」の写しを本市に提出すること。
- ③ 「納入通知書兼領収証書（納入者保管）」の原本は、履行完了後の還付請求の際に必要となるため保管すること。

### （3）契約保証金の還付について

受託者は、契約期間満了後に契約保証金の還付請求をすること。還付は、本市が適正な請求書等を受理した後、1か月後を目安に支払うこととする。

### （4）契約保証金の免除について

守口市契約規則第21条1号の規定により、履行保証保険契約を締結する場合は契約保証金を免除することができる。

- ① 契約締結日までに、保険会社との間で本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。
- ② 保険会社から発行された履行保証保険証券（原本）を本市に提出すること。
- ③ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ④ 履行保証保険証券の内容は、次のとおり。
  - （ア）保険契約日が、「契約締結までの日」であること。
  - （イ）被保険者が、「発注者（守口市長）」であること。
  - （ウ）保険会社の記名・押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(エ)保険契約者が、「受注者」であること。

(オ)保険金額が、「契約保証金の額（契約金額の100分の10（千円未満切上げ））」であること。

(カ)保険期間が、「契約期間（契約締結日から契約の終期の日まで）」であること。

- (5) 契約金額の支払い方法について  
毎月払い又は毎年払いとする。

## 14 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加の辞退を行う場合は、「様式第8号 参加辞退届」により申し出ること。参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

## 15 費用及び帰属

- (4) 企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等本プロポーザルに要するすべての経費は、提案事業者の負担とする。
- (5) 提案報酬は、支払わないものとする。
- (6) 提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- (7) 提出された書類、DVD-R等は返却しないものとする。

## 16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (5) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (8) プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (9) 見積書の金額が「2 事業概要（4）提案上限額」で示した額を超過した場合、又は、内訳の金額が「2 事業概要（4）提案上限額」の「①使用に係る経費（調達、設定含む）」及び「②委託事業に係る経費（研修、シナリオ作成、運用、保守等）」で示した額をいずれか一方でも超過した場合

- (10) 契約が締結されるまでの期間において、本書「3 参加資格要件」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合

## 17 その他

(1) 言語及び通貨単位

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 企画提案書等の提出の制限

- ① 企画提案書等については、1者につき1提案に限る。
- ② 参加表明書を提出した後、企画提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) 本市からの不明点等の確認

企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(4) 参加辞退届の提出者に対する扱い

参加辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、優先協議対象者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、優先協議対象者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 秘密の保持

企画提案書等の作成にあたり、守口市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

(7) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) 仕様書の遵守

仕様書に記載された内容を満たさないような提案を行った提案事業者は、その内容が発覚次第、失格として取り扱う。

(9) 緊急時の対応

緊急時等やむを得ない理由(天変地異、新型コロナウイルス感染症拡大等)により、本プロポーザルを実施することが難しいと本市が判断するときは、本プロポーザルを変更、停止又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要し

た費用を本市に請求することはできない。参加表明を行う者は、以上のことを同意の上で参加表明書を提出すること。